

目次

I 個人所得課税

1. 金融・証券税制

- (1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA制度）の見直し
- (2) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）の取扱い
- (3) 特定中小会社が発立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例の創設
- (4) エンジェル税制の見直し
- (5) その他

2. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

3. 土地・住宅税制

- (1) 空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例の見直し
- (2) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除の見直し
- (3) その他

II 資産課税

1. 資産の移転の時期の選択により中立的な税制の構築

- (1) 相続時精算課税制度の見直し
- (2) 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等の見直し

2. 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

- (1) 直系尊属から教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置
- (2) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

3. その他の資産課税

III 法人課税

1. 成長と分配の好循環の実現

- (1) 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の見直し
- (2) 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）の見直し
- (3) その他

2. 地域における活力

- (1) 中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制の見直し
- (2) その他

3. その他の租税特別措置等

- (1) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の見直し
- (2) その他

IV 消費課税

1. 適格請求書等保存方式に係る見直し〈2割特例〉

2. 適格請求書等保存方式に係る見直し〈少額特例等〉

V 納税環境整備

1. 電子帳簿保存制度の見直し

2. 加算税制度の見直し

I 個人所得課税

1. 金融・証券税制

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA制度）の見直し

令和 5 年改正大綱

① 非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間を令和5年12月31日までとする。

② 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、次の措置に改組する。

イ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定（仮称）を設けた日以後に支払を受けるべき特定累積投資勘定（仮称）に係る株式投資信託（その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。）の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。）については、所得税及び個人住民税を課さない。

ロ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定（仮称）を設けた日以後にその特定累積投資勘定（仮称）に係る公募等株式投資信託の受益権の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡等による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。

ハ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定非課税管理勘定（仮称）を設けた日以後に支払を受けるべき特定非課税管理勘定（仮称）に係る上場株式等の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。）については、所得税及び個人住民税を課さない。

ニ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定非課税管理勘定（仮称）を設けた日以後にその特定非課税管理勘定（仮称）に係る上場株式等の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さない。また、当該上場株式等の譲渡等による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。

ホ 特定非課税累積投資契約（仮称）とは、上記イからニまでの非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した公募等株式投資信託の受益権の定期的かつ継続的な方法による買付け等に関する契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。

(イ) 公募等株式投資信託の受益権の管理は、特定累積投資勘定（仮称）（当該契約に基づき非課税口座で管理される公募等株式投資信託の受益権の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、令和6年以後の各年に設けられるものをいう。）において行うこと。

11

(ロ) 当該特定累積投資勘定（仮称）は、原則として各年の1月1日において設けられること。
(ハ) 当該特定累積投資勘定（仮称）には、現行の累積投資勘定に受け入れることができる公募等株式投資信託の受益権のうち、次に掲げる公募等株式投資信託の受益権のみを受け入れること。

a その居住者等の非課税口座に特定累積投資勘定（仮称）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した公募等株式投資信託の受益権で、当該期間内の取得対価の額の合計額が120万円を超えるもの（公募等株式投資信託の受益権を当該特定累積投資勘定（仮称）に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定（仮称）に受け入れている買付けの委託等により取得した特定上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（仮称）（特定累積投資勘定（仮称）及び特定非課税管理勘定（仮称）に前年に受け入れていた上場株式等の購入の代価の額等をいう。以下同じ。）の合計額が1,800万円を超えることとなる）に前年に受け入れている当該公募等株式投資信託の受益権を除く。）

b その特定累積投資勘定（仮称）に係る公募等株式投資信託の受益権の分割等により取得する公募等株式投資信託の受益権
(二) 上場株式等の管理は、特定非課税管理勘定（仮称）（当該契約に基づき非課税口座で管理される上場株式等の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定（仮称）と同時に設けられるものをいう。）において行うこと。
(ホ) 当該特定非課税管理勘定（仮称）には、次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

a その居住者等の非課税口座に特定非課税管理勘定（仮称）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した特定上場株式等で、当該期間内の取得対価の額の合計額が240万円を超えないもの（特定上場株式等を当該特定非課税管理勘定（仮称）に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなる）（特定上場株式等を当該特定上場株式等を除く。）

(a) 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（仮称）（特定非課税管理勘定（仮称）に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合

(b) 当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定累積投資勘定（仮称）に受け入れている買付けの委託等により取得した公募等株式投資信託の受益権の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（仮称）の合計額が1,800万円を超える場合

(注) 上記の「特定上場株式等」とは、その上場株式等を上場している取引所から整理銘柄として指定されているものその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるもの及びその投資信託約款等において一定のデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているものに該当しない上場株式等をいい、公募等株式投資信託にあっては、その投資信託約款において、信託契約期間を定めないうこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること及び収益の分配は1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ、信託の計算期間ごとに行うこととされていることが定められているものに限る。

- b その特定非課税管理勘定（仮称）に係る上場株式等の分割等により取得する上場株式等
(へ) 当該金融商品取引業者等は、現行の非課税累積投資契約に係る非課税措置の基準経過日における住所等の確認と同様に確認を行うこと。
(ト) その他一定の事項
へ 金融商品取引業者等から税務署長への非課税口座内上場株式等の購入の代価の額等その他の事項の一定のクラウドを利用した提供及び税務署長から金融商品取引業者等への非課税口座内上場株式等の購入の代価の額等の合計額その他の事項の提供について定めるほか、所要の措置を講ずる。

(2) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）の取扱い

令和5年改正大綱

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）について、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる継続管理勘定がある場合には、原則として当該非課税管理勘定に係る上場株式等は当該継続管理勘定に移管されることがとす。この場合において、同日に当該上場株式等を当該継続管理勘定に移管しないときは、当該継続管理勘定を設けた未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その旨その他の事項を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を含む。）をしなければならぬこととする。

NISAの抜本的拡充・恒久化(案)
(令和6年1月から適用)

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間 ^(注1)	無期限化		同左
生涯非課税限度額 (総枠) ^(注2)	※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)	1800万円	1200万円(内数)
口座開設期間	恒久化		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託		上場株式・投資信託等 ^(注3) 〔※安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、高レバレッジ投資信託などを対象から除外〕
対象年齢	18歳以上		
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保。
(注2) 利用者それぞれの生涯非課税限度額については、金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理。
(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施する旨を大綱に明記。
(注4) 令和6年1月から施行予定の「新NISA制度」については、その施行を見直し、今回の抜本的拡充・恒久化した制度に移行する。
(注5) 令和5年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税保有期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することし、利用者の利便性向上を図る。

(参考資料) 令和2年改正による新・NISA制度の創設

令和2年改正（令和6年（2024年）以降適用）



(参考資料) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置
(ジュニアNISA)の見直し(令和2年改正)

令和2年改正大綱

①未成年者口座開設可能期間は延長せずに終了することとし、その終了にあわせ、令和6年1月1日以後は、課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことができることとする。

(参考資料)一般NISA制度、ジュニアNISA制度、積立NISA制度の比較
(平成26年施行、平成27年改正、平成29年改正、平成31年改正、令和2年改正)

NISAの種類	一般NISA (平成26年1月施行)	ジュニアNISA (平成27年改正で創設)	積立NISA (平成29年改正で創設) (一般NISAと選択適用)
制度を利用可能な者	20歳以上の居住者等 (令和5年1月から18歳以上)	0歳～19歳の居住者等 (令和5年1月から0歳～17歳)	20歳以上の居住者等 (令和5年1月から18歳以上)
年間投資上限額	100万円(平成26年～平成27年) 120万円(平成28年～令和5年) 122万円(令和6年～令和10年)	80万円	40万円
非課税対象	上場株式・公募株式投資等の 配当・譲渡益 (令和6年からは2階建て)	同左	長期の積み立て 一定の公募等株式投資信託 の配当・譲渡益
投資可能期間	平成26年1月～令和10年12月まで	平成28年4月～令和5年12月で終了	平成30年1月～令和24年12月まで
非課税期間	非課税管理勘定で、最長5年 令和6年からは特定非課税管理勘定、 特定累積投資勘定で最長5年	非課税管理勘定で、最長5年 継続管理勘定にて18歳になるまで非課税	非課税累積投資勘定で、 最長20年間
運用管理	払い出しは自由	対象者が未成年者のため親権者等が 代理して運用 18歳になるまで払出しが制限	累積投資勘定には、累積投資に適した 公募等株式投資信託の受益権のみを 受け入れることが出来る。

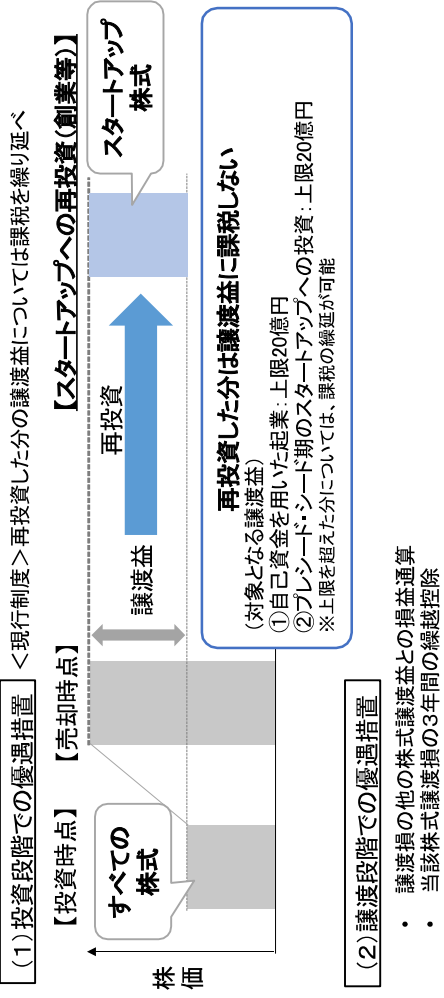
(3) 特定中小会社が発立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例の創設

令和 5 年 改正大綱

① 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、その設立の日の属する年において次に掲げる要件を満たす株式会社により設立の際に発行される株式（①において「<u>特定株式</u>」という。）を払込みにより取得をした居住者等（当該株式会社の発起人に該当すること及び当該株式会社自ら営んでいた事業の全部を承継させた個人等に該当しないことその他の要件を満たすものに限る。）は、その取得をした年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額からその特定株式の取得に要した金額の合計額（当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を限度とする。）を控除する特例を創設し、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例と選択して適用できることとする。この場合において、その取得をした特定株式の取得価額は、当該控除をした金額のうち20億円を超える部分の金額をその取得に要した金額から控除した金額とする。 イ その設立の日以後の期間が1年未満の中小企業者であること。 ロ 販売費及び一般管理費の出資金額に対する割合が100分の30を超えることその他の要件を満たすこと。 ハ 特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の100分の99を超える会社でないこと。 ニ 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社でないこと。 ホ 発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が一の大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社又は発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社でないこと。 ヘ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。	② 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の適用対象となる株式の範囲に、上記①の特定株式を加える。 ③ その他所要の措置を講ずる。
--	--

スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設(案)

- 保有する株式を売却し、自己資金による起業やプレシード・シード期のスタートアップ^(※1)への再投資を行う際に課税を行わない措置等を創設。(令和5年4月1日以降の再投資について適用)



- 併せて、上記(1)(2)の措置につき、以下の要件の緩和を行う。(令和5年4月1日以降の再投資について適用)

- ①自己資金を用いた起業：同族要件を満たせない場合であっても、事業実態^(※2)が認められれば適用が受けられるようにする
- ②プレシード・シード期のスタートアップへの投資：外部資本要件を1/6以上から1/20以上に引下げ^(※3)

※1 プレシード・シード期のスタートアップとは、現行エンジェル税制の対象企業である未上場ベンチャー企業のうち、①設立5年未満、②前事業年度まで売上が生じていない又は売上が生じているが前事業年度の試験研究費等が出資金の30%超、③営業損益がマイナス、等という状況であることを指す。

※2 販管費対出資金比率30%超要件等

※3 プレシード・シード期の外部資本要件の緩和は、特定新規中小会社に係る措置にも適用。

19

(4) エンジェル税制の見直し

令和5年改正大綱

- ① 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、次の措置を講ずる。
- イ 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、居住者等が、特定株式（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を払込みにより取得をした場合には、その取得をした特定株式の取得価額から控除する特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の適用を受けた金額から、その特定株式の取得に要した金額の合計額とその取得をした年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額（20億円を超える場合には、20億円）とのいずれか低い金額を控除するものとする。
- (イ) 中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社により発行される株式又は内国法人のうち設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当するものその他一定の要件を満たすものにより発行される株式で投資事業有限責任組合契約に従って取得若しくは電子募集取扱業務により取得をされるものに該当すること。
- (ロ) 当該株式を発行した株式会社（その設立の日以後の期間が5年未満のものに限る。）が、設立後の各事業年度の営業損益金額が零未満であり、かつ、当該各事業年度の売上高が零であること又は前事業年度の試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令第3条第1項に規定する費用の合計額の出資金額に対する割合が100分の30を超えることその他の要件を満たすものであること。
- ロ 適用対象となる特定新規中小企業者（上記イ（ロ）の要件を満たす株式会社に限る。）の特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の6分の5を超える会社でないこととする。
- ハ 適用対象となる特定新規中小企業者に該当する株式会社に係る確認手続において、次に掲げる書類については、都道府県知事へ提出する申請書への添付を要しないこととする。
- (イ) 株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し
- (ロ) 個人が取得した株式の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

- ② 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。
- イ 適用対象となる特定新規中小企業者（上記①イ（ロ）の要件を満たす株式会社に限る。）の特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の6分の5を超える会社でないことと、特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の20分の19を超える会社でないこととする。
- ロ 適用対象となる特定新規中小企業者に該当する株式会社に係る確認手続において、次に掲げる書類については、都道府県知事へ提出する申請書への添付を要しないこととする。
- （イ）設立の日における貸借対照表
- （ロ）税理士が署名した法人税の確定申告書に添付された別表一の写し及び事業等の概況に関する書類の写し
- （ハ）株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し
- （ニ）個人が取得した株式の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面
- ③ その他所要の措置を講ずる。

(参考資料) エンジェル税制概要（令和2年改正時の資料）

- 創業から間もない会社に出資する個人がその株式投資額を総所得・株式譲渡益から控除できる制度。下記優遇措置Aまたは優遇措置Bのどちらか一方を選択し、投資を行った年に税優遇を受けられる。*1

【優遇措置A】

1. 優遇措置の内容
- 株式投資額の所得控除による減税
2. 投資先企業の要件
- 設立3年未満の中小企業⇒5年未満の中小企業に拡充
- ※3年以上〜5年未満の企業は、後述の「新しい事業活動をする会社」要件のうち②③を満たす必要あり
- 営業キャッシュフロー赤字
 - 新しい事業活動をする会社であること*2
- ① 新事業活動従事者等が2名以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上
- ② 試験研究費等比率5%超（⇒3%から5%上げ）
- ③ 売上高成長率が25%超
- ④ 外部株主の割合が1/6超
- 大企業の子会社等でないこと
- 等
3. 控除上限金額
- 控除対象となる投資額の上限は以下のいずれか低い方
- ① 総所得金額の40%
- ② 800万円（⇒少額投資増加を背景に1,000万円から5%下げ）

【優遇措置B】

1. 優遇措置の内容
- 株式投資額の株式譲渡益からの控除による減税
2. 投資先企業の要件
- 設立10年未満の中小企業
 - 新しい事業活動をする会社であること*2
- ① 新事業活動従事者等が2名以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上
- ② 試験研究費等比率3%超、5%超
- ③ 売上高成長率が25%超
- ④ 外部株主の割合が1/6超
- 大企業の子会社等でないこと
- 等
3. 控除上限金額
- 控除対象となる投資額の上限なし

*1 対象株式の売却時に生じた損失についても別途優遇措置あり。

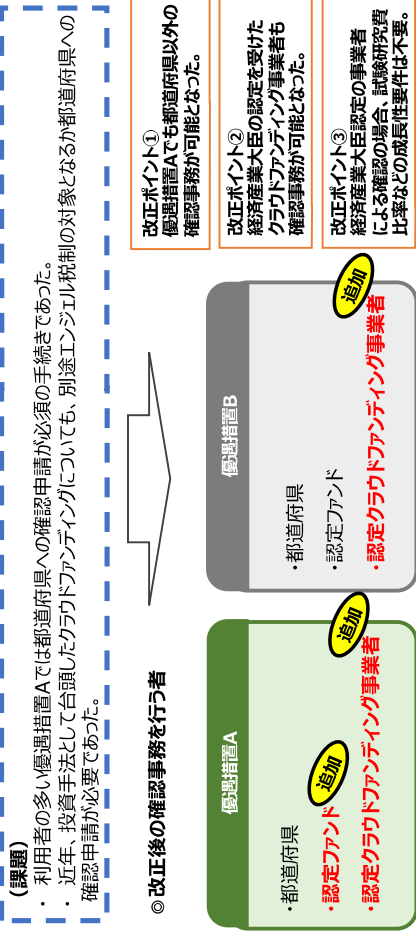
*2 適用される要件は設立経過年数等により①〜④の範囲内で異なる。

● エンジェル税制申請から確定申告までの主な流れ



(参考資料) 経済産業大臣認定制度の拡充について（令和2年改正時の資料）

- ・ 通常ベンチャー企業は最大20種類程度の書類にて都道府県へ企業要件の確認申請を行う必要があるところ、現行、ベンチャー企業に対し、指導・支援能力を有するファンド（＝投資事業有限責任組合）については、経済産業大臣認定制度により要件面の一部が緩和されている（優遇措置Bに限る）。
- ・ 指導・支援能力を有する事業者を通じてベンチャー投資を促進するため、令和2年度改正により、経済産業大臣認定制度の対象を優遇措置Aにも拡大するほか、新たに株式投資型クラウドファンディング事業者を追加する。



(5) その他

令和5年改正大綱

特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）について、適用対象となる新株予約権に係る契約の要件のうち当該新株予約権の行使はその後10年を経過する日までの間に行うこととの要件を、一定の株式会社が付与する新株予約権については、当該新株予約権の行使はその付与決議の日後15年を経過する日までの間に行うこととするほか、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の「一定の株式会社」とは、設立の日以後の期間が5年未満の株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社であることその他の要件を満たすものをいう。

2. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

令和5年改正大綱

(1) その年分の基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課する措置を講ずる。

(注1) 上記の「基準所得金額」とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額（その年分の所得税について適用する特別控除額を控除した後の金額）をいい、「基準所得税額」とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額（分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除を適用しない場合の所得税の額とし、附帯税及び上記（1）により課す所得税の額を除く。）をいう。

(注2) 上記（注1）の「申告不要制度」とは、次に掲げる特例をいう。

- ① 確定申告を要しない配当所得等の特例
- ② 確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例

(注3) 上記（注1）の合計所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額を含まないこととする（NISA制度及び特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例において非課税とされる金額も含まない。）。

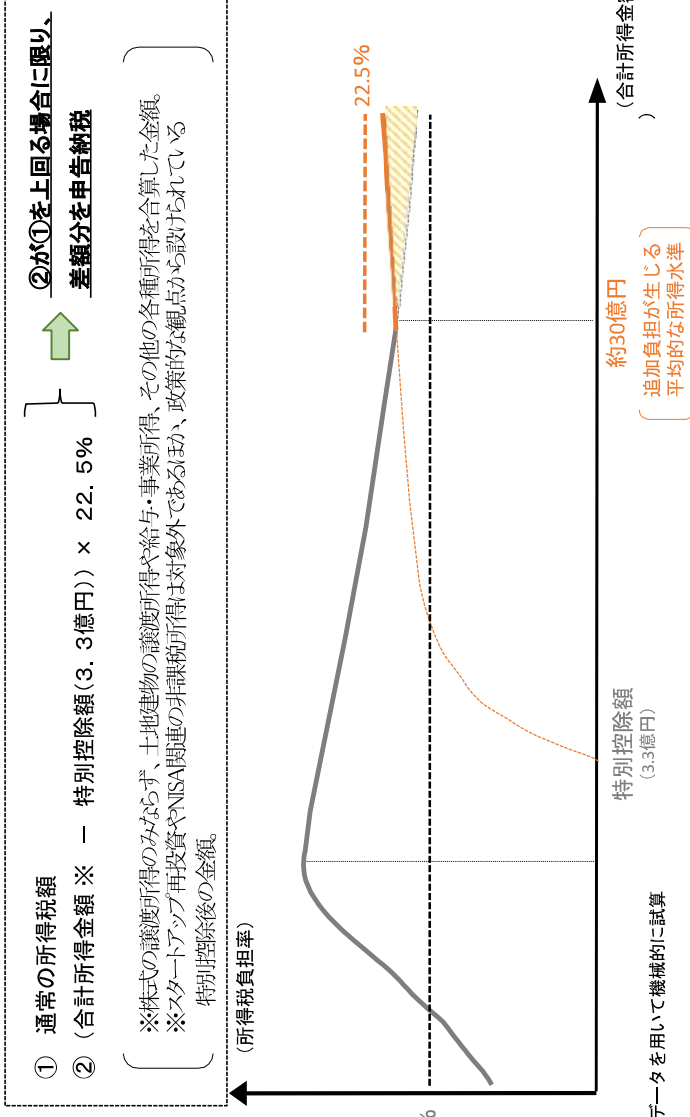
(2) 上記（1）の適用がある場合の所得税の確定申告書の記載事項を定めるほか、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。

25

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置を設ける。
(令和7年分の所得から適用)



※令和2年分の申告データを用いて機械的に試算

26

3. 土地・住宅税制

(1) 空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例の見直し

令和5年改正大綱

空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を4年延長する。

- ① 本特例の適用対象となる相続人が相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋（当該相続の時からその譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。）の一定の譲渡又は当該被相続人居住用家屋とともにする当該相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等（当該相続の時からその譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。）の一定の譲渡をした場合において、当該被相続人居住用家屋が当該譲渡の時から当該譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に次に掲げる場合に該当することとなったときは、本特例を適用することができる。こととする。
 - イ 耐震基準に適合することとなった場合
 - ロ その全部の取壊し若しくは除却がされ、又はその全部が滅失をした場合
- ② 相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が3人以上である場合における特別控除額を2,000万円とする。
- ③ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用する。

(参考資料) 空き家の3,000万円控除の見直し(平成31年改正)

(H31改正大綱)

空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例について、老人ホーム等に入所をしたことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋及びその家屋の敷地の用に供されていた土地等は、次に掲げる要件その他の一定の要件を満たす場合に限り、相続の開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていたものとして本特例を適用するほか所要の整備を行った上、その適用期限を4年延長する。 ① 被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続の開始の直前まで老人ホーム等に入所していたこと。 ② 被相続人が老人ホーム等に入所をした時から相続の開始の直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。 (注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用する。
--

(参考資料) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例(平成28年創設、平成31年改正)

(概要)

相続開始の直前において、被相続人の居住の用(老人ホーム等に入所をしたことにより被相続人の居住の用に供されなくなったものを含む)に供されていた家屋(※昭和56年5月31日以前の建築のもので、区分所有建築物を除く)で、被相続人以外に居住していた者がいなかったものとその敷地を、相続により取得した個人が、相続開始日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、次に掲げる譲渡をした場合に、居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除を適用する(譲渡対価が1億円以下のものに限る)。

「相続財産に係る取得費加算の特例」と選択適用、「居住用財産の買換え特例」と重複適用とする。

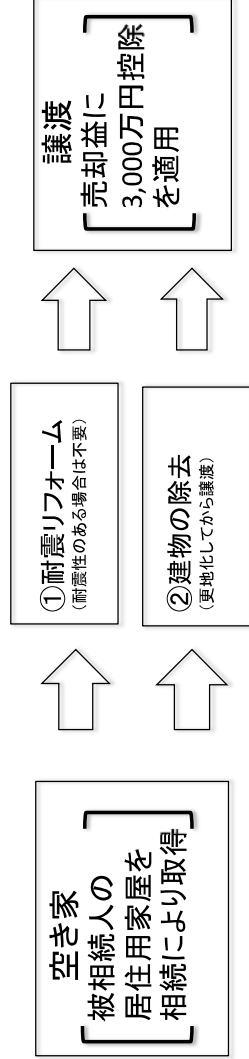
※新耐震基準は昭和56年6月1日から適用

①被相続人居住用家屋とその敷地の譲渡で次に掲げる要件を満たすもの
イ. 相続の時から譲渡の時まで、「事業の用」「貸付の用」「居住の用」に供されていなかったもの
ロ. 地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合するもの

②被相続人居住用家屋(イの要件を満たすもの)を除去した後のその敷地(ロの要件を満たすもの)
イ. 相続の時から除去の時まで、「事業の用」「貸付の用」「居住の用」に供されていなかったもの
ロ. 相続の時から譲渡の時まで、「事業の用」「貸付の用」「居住の用」に供されていなかったもの

(適用期間)

平成28年4月1日から令和4年12月31日までの譲渡



29

(2) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除の見直し

令和5年改正大綱

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。

- ① 適用対象となる低未利用土地等の譲渡後の利用要件に係る用途から、いわゆるコインパーキングを除外する。
- ② 次に掲げる区域内にある低未利用土地等を譲渡する場合における低未利用土地等の譲渡対価に係る要件を800万円以下(現行：500万円以下)に引き上げる。
イ 市街化区域又は区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域(用途地域が定められている区域に限る。)
ロ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する所有者不明土地対策計画を作成した市町村の区域

(注) 上記の改正は、令和5年1月1日以後に行う低未利用土地等の譲渡について適用する。

30

(参考資料) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設(令和2年改正)

令和2年改正大綱

- ① 個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利(以下「低未利用土地等」という。)であることについての市区町村の長の確認がされたもので、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡(その個人の配偶者その他のその個人と一定の特別の関係がある者に対してするもの及びその上にある建物等を含めた譲渡の対価の額として一定の額が 500 万円 を超えるものを除く。)を令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間 にした場合(譲渡後の低未利用土地等の利用についての市区町村の長の確認がされた場合に限る。))には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡 所得の金額から100 万円(当該長期譲渡所得の金額が100 万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額)を控除することができることとする。
- ② 適用を受けようとする低未利用土地等と一筆の土地から分筆された土地又はその土地の上に存する権利について、その年の前年又は前々年において上記①の適用を受けている場合には、その低未利用土地等については上記①の適用ができないこととするほか、所要の措置を講ずる。

31

(3) その他

令和5年改正大綱

- (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。
- ① 適用対象から特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡を除外する。
- ② 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡に係る開発許可について、次に掲げる区域内において行われる開発行為に係るものに限定する。
- イ 市街化区域
ロ 市街化調整区域
ハ 区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域 (用途地域が定められている区域に限る。)
- (2) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例について、買換資産である中高層の耐火建築物の建築に係る事業の範囲から、上記 (1) ①の特定の民間再開発事業を除外する。

32

II 資産課税

1. 資産の移転の時期の選択により中立的な税制の構築

(1) 相続時精算課税制度の見直し

令和5年改正大綱

相続時精算課税制度について、次の見直しを行う。

① 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できるとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とする。

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。
② 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物が当該贈与の日から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、当該相続税の課税価格への加算等の基礎となる当該土地又は建物の価額は、当該贈与の時における価額から当該価額のうち当該災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とする。

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用する。

③ その他所要の措置を講ずる。

(2) 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等の見直し

令和5年改正大綱

相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等について、次の見直しを行う。

① 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内（現行：3年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額（当該財産のうち当該相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとする。

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。

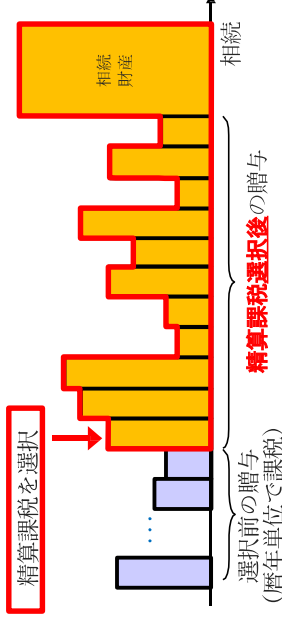
② その他所要の整備を行う。

33

贈与税と相続税の関係

【 現行 】

相続時精算課税（暦年課税との選択制）



○ 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付（累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税）。

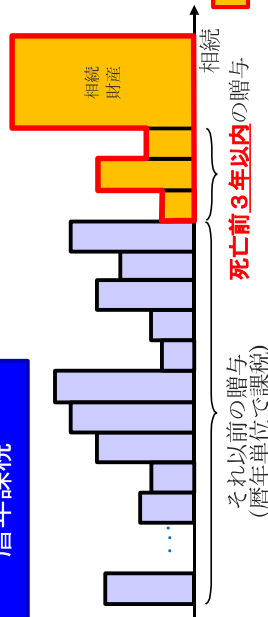
※ 暦年課税のような基礎控除は無し。

※ 財産の評価は贈与時点での時価で固定。

○ 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除・還付）。

に相続税を一体的に課税

暦年課税



○ 暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用。基礎控除110万円。

○ ただし、相続時には、死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除）。

に相続税を課税

34

資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

(相続時精算課税制度)

- 暦年課税と相続時精算課税の**選択制は引き続き維持**する。
- 相続時精算課税で受けた贈与については、**暦年課税の基礎控除とは別途、毎年、110万円まで課税しない。**
 - ※ 複数の特定贈与者から贈与を受けた場合は、それぞれの贈与額に応じ按分する。
- 相続時精算課税で受贈した**土地・建物**が、**災害により一定以上の被害を受けた場合は、相続時に再計算**する取扱いを設ける。

(暦年課税における相続前贈与の加算)

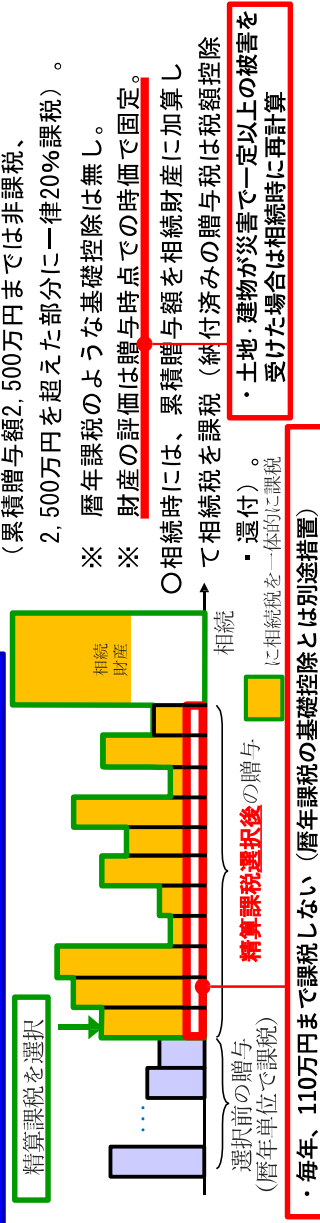
- 相続開始前贈与の加算期間（現行は相続開始前3年）を**7年**に延長する。
 - ※ 2024（令和6）年1月以降に受けた贈与について、加算期間の延長を適用する。
 - 〔 2027（令和9）年1月以降、加算期間は順次延長。加算期間が7年となるのは2031（令和13）年1月以降。〕
- **延長した4年間に受けた贈与については、総額100万円まで相続財産に加算しない。**

35

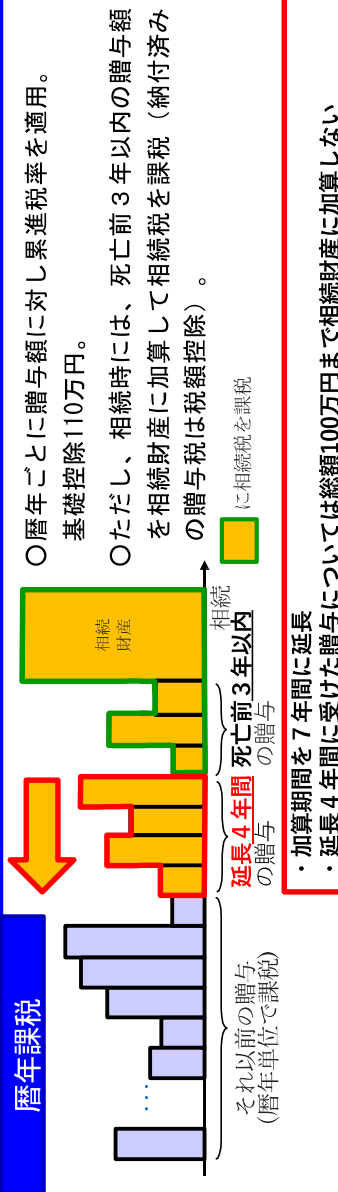
贈与税と相続税の関係

改正案

相続時精算課税（暦年課税との選択制）



暦年課税



36

2. 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

(1) 直系尊属から教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

令和5年改正大綱

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。

① 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超え、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとなす。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税について適用する。

② 受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課せられるときは、一般税率を適用することとする。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。

③ 本措置の対象となる教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等を加える。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に支払われる教育資金について適用する。

④ その他所要の措置を講ずる。

(2) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

令和5年改正大綱

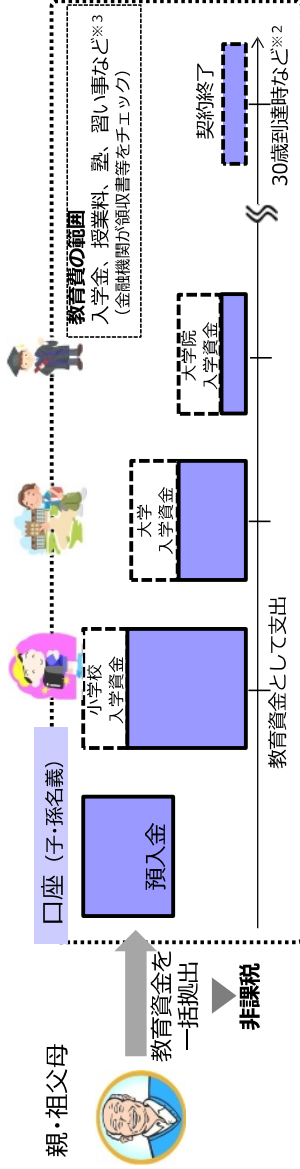
直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課せられるときは、一般税率を適用することとした上、その適用期限を2年延長する。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。

37

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

- **概要** 要：親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座に教育資金を一括して拠出した場合には、1,500万円まで非課税とする。
- **適用期間** 平成25年4月1日～**令和5年3月31日** ⇒ **【改正案①】令和8年3月31日まで3年延長**
- **受贈者** 子・孫（0歳～29歳、合計所得金額1,000万円以下）
- **贈与者死亡時** 死亡時の残高を相続財産に加算※1
- **契約終了時** 残高に対して、**特例税率を適用して贈与税を課税 ⇒ 【改正案②】本則税率を適用**



※1 受贈者が①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、加算の対象外。

⇒ **【改正案③】贈与者に係る相続税の課税価格の合計が5億円を超える場合は、受贈者の年齢等に関わらず加算**

※2 (1)30歳に達した日（学校等に在学・教育訓練を受講中の場合を除く）、(2)30歳に達した日後に年間で学校等に在学・教育訓練を受講した日がなかった年の年末、(3)40歳に達した日、(4)信託財産等が零になった場合において教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日

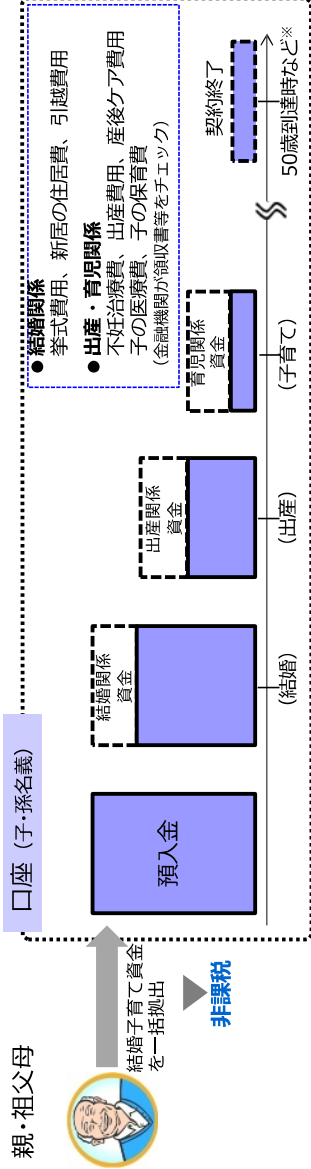
※3 23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の受講費用に限定。

(参考) 令和4年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：25万2,090件、信託財産設定額：約1兆8,814億円

38

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

- **概 要**：親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座に結婚・子育て資金を一括して拠出した場合には、1,000万円まで非課税とする。
- **適 用 期 間**：平成27年4月1日～**令和5年3月31日** ⇒ **【改正案①】令和7年3月31日まで2年延長**
- **受 贈 者**：子・孫（18歳～49歳、合計所得金額1,000万円以下）
- **贈与者死亡時**：死亡時の残高を相続財産に加算
- **契約終了時**：残高に対して、**特例税率を適用して贈与税を課税 ⇒ 【改正案②】本則税率を適用**



※ (1) 50歳に達した日、(2) 信託財産が零になった場合において結婚・子育て資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日
(参考) 令和4年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：7,363件、信託財産設定額：約224億円

39

3. その他の資産課税

令和5年改正大綱

〈登録免許税〉

- (1) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。
- (2) 住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置等の適用を受ける場合に登記の申請書に添付することとされている住宅用家屋証明書に係る市区町村の証明事務について、その証明の申請の際に住宅用家屋の審査に係る一定の書類の添付があった場合には、証明事務の一部を省略することができることとする。

〈固定資産税・都市計画税〉

- (3) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税について、次のとおり税額を減額する措置を講ずる。
 - ① マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、マンションの管理に関する計画が、マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県等の長により認定（修繕積立金の額の引上げにより認定基準に適合した場合に限る。）され、又は都道府県等からマンションの管理の適正化を図るために必要な助言若しくは指導を受けて長期修繕計画を適切に見直した場合において、当該認定又は助言若しくは指導に係るマンションのうち一定のものについて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行い、その旨を当該マンションの区分所有者が市区町村に申告した場合に限り、大規模修繕工事に完了した年の翌年度分の当該マンションの家屋に係る固定資産税について、当該マンションの家屋に係る固定資産税額（1戸当たり100㎡相当分までに限る。）の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する金額を減額する。
 - ② 減額を受けようとする対象マンションの区分所有者は、当該マンションにおいて行われた大規模修繕工事が上記長寿命化に資する一定の大規模修繕工事であること等につき、マンション管理士等が発行した証明書等を添付して、大規模修繕工事後3月以内に市町村に申告しなければならないこととする。